

## 新宿区自転車等駐輪対策協議会（第1回）議事録

平成28年8月5日（金）

区役所本庁舎6階 第二委員会室

10時～11時30分

1 開会

2 委員の委嘱について

3 区長挨拶

4 議題

（1）会長・副会長の選任について

（2）新宿区自転車等に関する総合計画の策定に向けた現状把握

- ・ 現行の「自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画（改訂版）」について
- ・ 新たな自転車等に関する総合計画の策定に向けて
- ・ 交通量調査、アンケート調査の実施について

（3）新たな「自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」策定に向けた  
全体スケジュール（案）

5 その他

6 閉会

<配布資料>

[資料1]新宿区自転車等駐輪対策協議会委員名簿

[資料2]新宿区自転車等に関する総合計画の策定に向けた現状把握

[資料3]新たな「自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」策定に向けた  
全体スケジュール（案）

[資料4]座席表

[参考資料1]区政モニターアンケート第1回

[参考資料2]関連法令等（抜粋）

## 1 開会

## 2 委員の委嘱について

## 3 区長挨拶

【吉住区長】 日頃から区政に対して様々なご協力、特に自転車問題に関しまして、様々なご助言いただき、感謝申し上げます。この協議会は「新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例」の第38条に基づき、自転車等の駐輪対策に関する重要事項を調査・審議していただくための機関となっています。平成18年度・19年度に、平成20年度からの10年間を計画期間とする「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」を本委員会で調査・審議いただきました。また、区ではこの総合計画に基づき、これまで自転車等の適正利用の推進と自転車等駐輪場整備に取り組んできました。一方、この間に自転車を取り巻く社会情勢や環境は大きく変化し、自転車利用者の利用形態も大きく変化しています。自転車の駐輪場だけの問題というよりは、自転車のマナーなども課題となっており、自転車利用者が事故を起こして加害者となる事例が全国で発生しています。そのような中、協議会の皆様には、自転車と歩行者の安全を図りながら自転車をより活用できる環境整備について検討していただき、平成30年度から平成39年度を計画期間とする総合計画を策定したいと考えています。この計画を策定するために、皆様から様々なご意見を伺いたいと考えています。本協議会を通して、区内の自転車等の適正利用の更なる推進を目指していくため、熱心なご審議をいただきたいと考えています。

## 4 議題

### (1) 会長・副会長の選任について

事務局より、委員紹介・事務局紹介を行った後、委員の互選により本協議会の会長・副会長の選任を行いました。

＜会長：遠藤委員、副会長：鈴木委員＞

【遠藤会長】 ただ今、会長職を拝命しました。この協議会のミッションは、「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」の次期計画を取りまとめることとなります。自己紹介で触れたように、専門は都市計画になります。この委員会の平成24年から平成26年の時に一委員として協議会に参加していたため、ご指名いただいたと理解しています。

その後は新宿区の駐輪場の設置の事業者を選定する委員会に過去3回程参加させていただいています。具体的な専門は都市計画のデザイン分野で、道路などの公共空間の活用などを研究しています。歩行者から自転車、車椅子など、道路空間を利用する様々なユーザーにとって、使いやすいものでなければならぬと日頃から関心を持っています。まちづくりの視点を片隅に置きながら、自転車の適正利用について総合計画の策定に取り組んでいきたいと思っております。

【鈴木副会長】 先程、自己紹介で道路交通が専門と申しましたが、基本は自転車交通をキーワードに研究をしてきました。道路空間や教育など自転車に関わるものに携わっています。新宿区は住んでいる方も多いう上に、東京都の中心ということで、他にはない特徴がある地域です。土地の有効活用として、自転車を効率的に駐輪してもらうことが大事になってくると思います。自転車の「はしる」ことから「とめる」ところまで、他の交通手段も考慮した自転車の適正利用について検討していきたいと思います。

## (2) 新宿区自転車等に関する総合計画の策定に向けた現状把握

事務局より、資料2に基づき、『現行の「自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画(改定版)」について』について、説明を行いました。

【遠藤会長】 事務局より、資料2の1頁から6頁まで説明をいただきました。内容について、ご意見や不明な点などあればご意見をお願いします。

【鈴木副会長】 駐輪場整備の考え方として、駅の近くに駐輪場を整備し、駅利用者を中心に整備していく方針であるという理解でよいでしょうか。

【事務局】 放置自転車は買い物利用者の方も多ですが、やはり中心になるのは駅の利用者であるため、駅を中心に整備を実施しています。

【鈴木副会長】 アンケートでも、自転車利用の目的なども確認していくことになると思いますが、駅に来ていても商業施設を利用するなど、鉄道利用者でない方も来ている方が多いと思います。必ずしも駐輪場が駅のすぐ近くである必要がないことも考えられるため、自転車をとめている方がどこを目的地としているのかを把握すれば、駐輪場の選択肢も広がると考えます。

【事務局】 参考資料のアンケートは区政モニターへのアンケートという形で行っていますが、別途、区民の方や自転車利用者へのアンケート調査を予定しているため、その中で自転車利用の目的など設問項目を設け、総合計画策定につなげたいと考えています。

【鈴木副会長】 シェアサイクルの実証実験では、何台程度を想定しているのでしょうか。

【事務局】 シェアサイクルの実証実験として、今年度は自転車を300台、サイクルポートの設置箇所を20箇所、予定しています。28年度から設置を行います。29年度以降も台数や設置箇所を増やしていく予定です。

【鈴木副会長】 区内全域に配置するのか、場所を限定して配置するのかによって利用方法も変わると思います。ポートの設置位置はどのように考えていますか。

【事務局】 現在、新宿区の東側が隣接する千代田区・港区で自転車のシェアリングを実施しているため、まず、東側を中心に整備したいと考えています。駅では飯田橋駅、四ツ谷駅、新宿駅、高田馬場駅を拠点に28年度の整備を始め、その後、区内全域に拡

げたいと考えています。

**【遠藤会長】** 自転車 300 台に対してラックは何台程度整備するのでしょうか。

**【事務局】** 別のラックに移動した時の駐輪場所を確保するため、自転車台数に対して 3 割程度多い 390 台分のポートを 20 箇所を設置する予定です。

**【山村委員】** 商業施設が附置義務で駐輪場を設ける場合に、無料なのか有料なのか、施設利用者のみが利用できるように特定するのか、運営に関しても条件を設けているのか、などについて教えてください。また、新しく出来た施設にのみ適用されるということですが、昔からあるような商業施設に対しても義務付ける、もしくは金銭的に拠出してもらうことで区の方で整備の財源に充てるなどの仕組みを作ることは可能なのでしょうか。

**【事務局】** まず、附置義務で整備した駐輪場は、設置した事業者の方で運用について決めることができるようになっていきます。基本的に施設への利用者のために設置することを想定していますが、運営方法は設置者の判断に任せています。また、附置義務は新築や増築の際に設けることとなっております。既存の建物に対しては義務付けていません。しかし、自転車利用者が施設の路上などにとめている場合は、区より何らかの対策を講じるように指導はしています。

**【鈴木副会長】** 昔からあるスーパーなどは駐輪場が狭い印象がありますが、指導したことで改善されたケースなどはあるのでしょうか。

**【事務局】** 路上駐輪があったスーパーで、区からの指導を受け、裏手などの別の場所に駐輪場を用意したという例はあります。また、附置義務とは別に、買い物などの短時間の利用に対して、区で設置する一時利用駐輪場の整備を積極的に進めています。これまでは自転車は通勤・通学等で定期的にご利用する方が多かったのですが、買い物などで一時的にとめる方が増えています。また、前回の総合計画作成時のアンケート調査でも、一時的にご利用できる駐輪場への要望が出ているため、駅周辺が中心ではありますが、2 時間無料などで利用できる一時利用駐輪場の設置を進めています。

**【遠藤会長】** 資料の 6 頁で放置自転車の保管期間の短縮とありますが、短縮したことで、自転車の返還率が上がった等の効果はあるのでしょうか。

**【事務局】** 自転車の返還率が増えたことはないですが、保管場所が限られているため、放置自転車の撤去を効果的に行うことができるようになりました。

**【遠藤会長】** 保管場所の問題が最優先であったということですね。

事務局より、資料 2 に基づき、『新たな自転車等に関する総合計画の策定に向けて』について、説明を行いました。

**【深堀委員】** 基本的なことですが、放置自転車の定義について確認したいです。利用者が考える放置自転車とはズレがあるように感じます。7 日間放置した場合に放置自

転車として撤去されることになるのでしょうか。

【事務局】 資料2の3頁にある「放置」の定義にあるように、「自転車等から離れて直ちに移動することができない状態」を放置としています。7日間というのは、放置禁止区域以外の場所で自転車を放置する場合、区が警告の札などを貼り、そのまま7日間経過しても放置されている場合に撤去の対象となります。しかし、期間に限らず「自転車等から離れて直ちに移動することができない状態」であれば放置であると考えています。

【深堀委員】 スーパーなどで買い物をする際に、駐輪スペースがないため、仕方なく路上に20分程度駐輪する場合も放置となってしまうのでしょうか。

【事務局】 おっしゃるとおりです。

【遠藤会長】 路上に自転車があるということと、放置の対策についてはタイムラグがあると思います。

【事務局】 放置自転車に対して区は、駅周辺などを「放置禁止区域」として即時撤去を行う措置を取っています。しかし、即時撤去といっても、警告札等を貼った上で、その場で広報を行うため、実際、30分程度の猶予があって撤去しています。

【深堀委員】 先程からアンケートについて話が出ていますが、自分は新宿区に45年程住んでいて一度もアンケートをしたことがありません。対象はどのようになっていますか。

【事務局】 今回の参考資料1にあるアンケートは、区政モニターアンケートであるため、自転車だけではなく、区政全体に対してご意見をいただくために登録していただいている方を対象に実施しているものです。今後、予定しているアンケート調査は区の駐輪場を利用されている方など、自転車利用の方を対象としているため、区内で利用している方であれば対象となる可能性はあります。1,000名の回答を得るように調査を行う予定であるため、全ての方が対象となるわけではありません。

【上田委員】 資料の7頁の「2. 自転車施策体系の現時点でのイメージ提案」の②で「附置義務駐輪場制度の見直しの検討」の方向性やイメージがあれば教えてもらえませんか。

【事務局】 附置義務の駐輪場には、施設内に設けられていても、実態として利用されていないものもあります。例えば、建物ごとではなく、地域の中で共同の駐輪場を整備することで有効利用できるようにすることは、方向性の一つと考えています。

【遠藤会長】 地域の中で、附置義務駐輪場を設けた事例などはありますか。

【事務局】 具体的なことはこれから検討していくこととなりますが、ある施設の中に駐輪場を整備し、他の施設もその駐輪場を利用できるようにすることが考えられます。区内や他の自治体では事例がないと思います。自動車では同様の制度を設けている例があります。

【鈴木副会長】 駐輪場がない場所では、原則として近くの駐輪場に自転車をとめて、

歩いて買い物などに向かわなければなりません。しかし、買い物をする方は自転車で来た場合、出来る限りお店の近くにとめようとする傾向があります。そもそも放置がなぜ起きているのかが問題であり、放置する時間帯等によっても台数は大きく変わると思います。買い物の時間帯で一時的にとめている方が多い場合は、駅の近くの大型駐輪場で解決する問題ではありません。2年かけて計画を策定するという事なので、そういう面も調査してはどうですか。

また、附置義務駐輪場は地上階ではなく、地下や2階以上にある場合が多いため、少し買い物したい方にとって、ニーズに合っていないと思います。有効活用できるように、通勤の方も利用できるようにするなど、ニーズに合った場所と運用の仕方によって活用できるのではないのでしょうか。附置義務の考え方からは難しいかもしれませんが、柔軟性を持たせるとよいと思います。

**【事務局】** 調査についてはこれからアンケート調査等を実施していくため、ご意見を踏まえて内容を考慮していきます。

**【鈴木副会長】** 道路のデッドスペースを活用し、少しずつ駐輪場を増やしていくことも有効であると思います。様々な形での駐輪場を検討するとよいと思います。附置義務駐輪場がどのような場所にあるのかが利用率に関係すると思いますので、調査すれば次回以降の議論の参考になると思います。

**【事務局】** 附置義務駐輪場については、場所についても確認しているため、次回以降で資料として提示したいと思います。

**【遠藤会長】** アメリカ等では路上の色が塗り分けられているスペースで駐輪を許可しています。柔軟な運用の仕方についても考えられるとよいと思います。1台分程度のスペースでもよいと思いますが、運用の仕方は難しいと思います。アイデアがあれば、事務局側からも議題に出してもらいたいと思います。また、附置義務駐輪場は使いにくい場所にあると感じることが多く、事業者も仕方なく整備していることが多いと思います。自転車利用者側が使いたい場所に整備していく視点で使える方法について考え方を整理してもらいたいと思います。

**【事務局】** 法律に基づいて条例を定めているため、様々な制約があるが、その中で何ができるのか協議会の中で議論していただき、方向性や方針を考えていければと思います。

**【遠藤会長】** 道路管理者側からの意見はないですか。

**【小野委員】** 道路管理者の意見というわけではないが、資料の8頁のグラフで駐輪収容台数がここ数年で減少傾向にある理由は何でしょうか。

**【事務局】** 現在、区では民間事業者を活用した駐輪場の整備を推進しており、民間運営による駐輪場が増えています。区営の駐輪場収容台数は減少していますが、区内の駐輪場台数は全体で増加しています。今後も民間事業者を中心に、駐輪施設を増やしていきたいと考えています。

【小野委員】 道路管理者としては、放置自転車対策よりは走行空間の整備に取り組んでいます。8頁の写真にあるように早大通りに新たにタイルを使って色覚的に走行空間を確保していくことに取り組んでいます。

【鈴木副会長】 「自転車走行空間の確保」にあるグラフでは、新宿区はほぼ「自転車歩行者専用道路等」で整備されていますが、今後はガイドラインに合わせて、車道の上に整備する方向性なのでしょうか。

【事務局】 区道の方では、早大通りなどで自転車歩行者専用道路などの整備を行っています。また、区内でオリンピックに向けて自転車推奨ルートとして、国立競技場周辺の整備を進めていく予定です。

【鈴木副会長】 自転車の走行空間の先に駐輪場がある形があるとよいと思いますが、整備する上での位置関係について何か考えはありますか。

【事務局】 出来るだけ多くの走行空間、整備空間を設ける必要があると思いますが、どのような方針で整備するのかについても、この協議会での議論も踏まえて整理していきたいです。

【遠藤会長】 地元の町会や商店街などの方から、検討項目に加えてほしいなどの意見はありますか。

【小林委員】 バイクと自転車が同じ場所にとめている場所で、大きいバイクがあると転倒など危険だと感じています。

【事務局】 自転車と原動付き自転車はとめることができるような場所がありますが、自動二輪等の大型バイクは本来とめることができません。整理指導を行うとともに、自動二輪駐輪場の整備は自転車駐輪場とは別に進めています。

【遠藤会長】 原動付き自転車が置いてあると、大型のバイクまで置いてしまうケースが多いように思います。

【事務局】 今後も区から委託している整理指導員による指導や声かけなどをさせていただきたいと思います。

【遠藤会長】 7頁の「2. 自転車施策体系の現時点でのイメージ提案」を論点として、総合計画の素案を事務局の方で策定していただく方向性についてはよろしいでしょうか。

#### <一同 賛成>

【遠藤会長】 ルールやマナーに関連して、最近ではポケモンゲームの遊び方なども考慮する必要があるのではないのでしょうか。

【事務局】 7月末に新宿通りでイベントがあり、新宿警察署と連携して歩きスマホ防止に関してのマナーの啓発などを呼び掛けています。

【遠藤会長】 ポケモンだけでなく、新しい利用者の動向が出てきた時に必要な道路空間や駐輪空間のマナーが考えられるとよいと思います。

事務局より、資料2に基づき、『交通量調査、アンケート調査の実施について』について、説明を行いました。

【遠藤会長】 アンケートの項目は前回の調査と同じ項目などにしているのでしょうか、追加している項目などはありますか。

【事務局】 区政モニターアンケートでは、過去のアンケート項目を継承した項目となっていますが、今後実施予定の区民向けの自転車アンケートでは、より利用者の視点にたったアンケート項目を設けたいと考えています。

【鈴木副会長】 アンケート調査を9月から10月に実施するとありますが、調査項目はほぼ決まっていますか。それともこれから検討する項目があるのでしょうか。

【事務局】 項目については、これから検討する予定であり、先程いただいた意見を考慮したいと考えています。また、他に調査すべき項目等の意見をいただければ事務局で検討させていただきたいです。

【鈴木副会長】 項目に関しては、まだご意見が出てくるとお思いますので、来週の前半までに事務局までご連絡いただくということではどうでしょうか。

【事務局】 ご意見があれば、交通対策課事務局までご連絡をお願いします。

### (3) 新たな「自転車等の利用と駐輪対策に関する総合評価」策定に向けた全体スケジュール（案）

事務局より、資料3に基づき、『新たな「自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」策定に向けた全体スケジュール（案）』について、説明を行いました。

## 5 その他

事務局より、次回の協議会は11月11日（金）10時より開催予定であることを説明しました。

## 6 閉会